

**令和3年度4月1日より実施される処遇・特定処遇改善
加算に対する処遇改善計画について掲示します**

**令和3年4月29日
豊明苑グループ**

平成27年度～令和2年度処遇改善実施項目の追加と令和3年度計画

<平成27年度>

処遇改善項目	対象	処遇改善
昇給	介護職員	規程の昇給分
処遇改善手当2	介護福祉士	5000円/月
	初任者研修他	2000円/月
	資格なし	1000円/月
介護夜勤手当	夜勤者	3000円/月
調整手当	J-29号棒まで	6000円/月
処遇改善一時金2	介護職員	0.3ヶ月/年

<平成28年度>

処遇改善手当の増額	準職員(全員)	20円/時間
介護夜勤手当	1か月に6回以上の夜勤	3000円/月

<平成29年度>

処遇改善手当の増額	準職員(全員)	30円/時間
経験年数による新たな時給昇給区分を設定	準職員	8年目+20円 13年目+20円

<平成30年度>		
処遇改善手当の増額	準職員(全員)	20円/時間
<平成31年度>		
処遇改善額が不足する 場合、夏・冬賞与に 加えて年度末に賞与 を支給	介護職員	不足分
<令和2年度>		
処遇改善額が不足する 場合、夏・冬賞与に 加えて年度末に賞与 を支給	介護職員	不足分
<令和3年度>		
処遇改善額が不足する 場合、夏・冬賞与に 加えて年度末に賞与 を支給	介護職員	不足分

＜特定処遇改善加算＞について

◇計画周知

＜福田会 特定処遇改善加算振り分け要件＞

分類・「a」: **福田会において勤続10年以上の介護福祉士で介護職員**

・「b」: **a以外の介護職員**

・「c」: **その他の職員**

<分配比率>

・「a」:「b」:「c」= 2:1:0.5

※bとcの比率は1:1にしたいが、要件でbの合計年収の平均をcの合計年収が下回ることが条件となる為、もし満たせなければ1:0.5の比率となる。 ※準職員は対象要件の月額×0.2

<支払いについて>

・令和3年度分は、令和4年3月末に年度賞与一時金として支払う予定。

<支払月額の目安>

・正職員 「a」:20000円程度 「b」:10000円程度 「c」:10000円程度

・準職員 「a」:4000円程度 「b」:2000円程度 「c」:2000円程度

令和3年度の処遇・特定処遇改善計画(キャリアパス・職場環境)

【キャリアパス】

1. 資質向上のための計画に沿って、研修計画の提供または技術指導を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
2. 資格取得のための支援の実施(**申請は必ず事前に実施して下さい**)
(介護福祉士等の資格取得に要した費用を一定額支援する)

【職場環境】

1. 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
2. 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
3. 有給休暇が取得しやすい環境の整備
4. 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

・令和2年度職場環境改善費用について

総額(職場環境) 134,360円を使用

※コロナ禍の影響にて、Web研修が中心となった。

